

令和 2 年 12 月 8 日

各 ( 都 道 府 県  
保 健 所 設 置  
特 別 区 ) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

「営業届出業種の設定について」及び「「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部改正について」の一部訂正について

令和 2 年 3 月 31 日付け薬生食監発 0331 第 2 号「営業届出業種の設定について」及び令和 2 年 7 月 22 日付け薬生食監発 0722 第 2 号「「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類取扱いについて」の一部改正について」(厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知) の内容について、一部に誤り等がありましたので、下記のとおり改正します。

記

1. 令和 2 年 3 月 31 日付け薬生食監発 0331 第 2 号「営業届出業種の設定について」

箇所	改正後	改正前
別紙 1 1 2	自動販売機による販売業 ( <u>自動洗浄・屋内設置、ただし、5 コップ式自動販売機</u> (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置) を除く。)
別紙 2 1 2	自動販売機による販売業 ( <u>自動洗浄・屋内設置、ただし、5 コップ式自動販売機</u> (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置) を除く。)

別紙2 12	店舗を持たず、調理の機能を有する自動販売機(包装済み食品を開封せず加温等のみを行うもの、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するもの)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業をいう。	店舗を持たず、調理の機能を有する自動販売機(容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するもの)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業をいう。
--------	--	--

2. 令和2年7月22日付け薬生食監発0722第2号「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部改正について

箇所	改正後	改正前
別紙1-1裏面 添付書類	事業譲渡の場合	事業承継の場合
別紙1-1裏面 添付書類	削除	営業を譲り受けたことを証する書類(事業譲渡の場合)
別紙1-1裏面 事業譲渡	<u>営業を譲り受けたことを証する旨</u>	営業の譲渡者の署名(営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)
別紙1-2 ④	営業施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)、⑳水道水以外の飲用に適する水の場合における検査結果を添付し、チェック(☑)してください。その他添付書類がある場合は、添付し、様式に記載及びチェック(☑)してください。	営業施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)、⑳水道水以外の飲用に適する水の場合における検査結果、 <u>事業譲渡の場合は、営業を譲り受けたことを証する書類</u> を添付し、チェック(☑)してください。その他添付書類がある場合は、添付

		し、様式に記載及びチェック (☑) してください。営業を譲り受けたことを証する書類 (事業承継の場合)
別紙 1-2	<u>(事業譲渡)</u>	—
別紙 1-2 ④⑥	<u>営業を譲り受けたことを証する旨として、例えば、当該欄に事業譲渡の事実 (例:〇〇から営業を譲り受けました。) を記載し、かつ、事業譲渡を証する書面 (契約書等) の写し等を提示するなどしてください。</u>	営業の譲渡者に署名をもらってください。ただし、営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は省略して差し支えありません。
別紙 4-1 被相続人	<u>法定相続情報一覧図の写し</u>	法定相続情報一覧図
別紙 4-2 ②①	<u>法定相続情報一覧図の写し</u>	法定相続情報一覧